

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年6月30日（木）

【報告事項】

1 営利略取、監禁及び職業安定法違反事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「小倉南警察署、小倉北警察署及び少年課は、当時15歳の女性を性風俗店で稼働させる目的で略取・監禁したほか、家出中の当時18歳の女性2人を小倉北区内の性風俗店に紹介した営利略取、監禁及び職業安定法違反事件について、5月12日、6月2日及び同月23日、北九州市小倉北区居住の建設作業員で、素行不良グループのリーダーとして把握していた男性ほか5人を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者らと暴力団とのつながりはないのか。」旨の発言があり、警察本部から「現在のところ、被疑者らと暴力団とのつながりは確認されていない。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団対策については目に見える成果が上がっているが、準暴力団等も県民の安全・安心を脅かす存在であることから、しっかりと対策を講じてもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「準暴力団等の治安をかく乱するおそれのある集団については、広く情報収集し、実態把握に努めている。準暴力団等による犯罪を認知した場合は、徹底した取締りを行っていく。」旨の説明があった。

公安委員から「未成年の女性を雇用したことで、性風俗店に対する処分は行われるのか。」旨の発言があり、警察本部から「本件の全容解明を図り、性風俗店に対しても適切に対処していく。」旨の説明があった。

2 令和4年度福岡県警察サイバーセキュリティ競技会の実施について

（生活安全部）

警察本部から「社会のデジタル化・オンライン化が進む一方、フィッシングに関する相談の増加や企業を狙ったランサムウェアによる被害の発生などサイバー空間の脅威がますます深刻となっていることを背景として、警察署の代表選手がサイバー犯罪捜査に必要な技術やインターネットの知識をオンラインで競い合うことにより、サイバー犯罪への対処能力の向上を図る。」旨の報告があった。

公安委員から「サイバー空間における脅威は年々高まっており、県警察の対処能力の向上はますます重要になってくる。本競技会を始めとする各種取組を推進し、人材育成に努めてもらいたい。」「現在、県警察、大学、企業でサイバーセキュリティに関する協定を締結し、産学官の連携による対処を推進してもらっているところであり、本競技会を契機として、職員の士気高揚にも努めてもらいたい。」旨の発言があった。

3 第8回ニセ電話気づかせ隊推進委員会の開催について

（生活安全部）

警察本部から「7月15日、福岡県庁において、第8回ニセ電話気づかせ隊推進委員会を開催する。開催の趣旨は、ニセ電話詐欺被害防止に大きな功労があった団体を表彰し、士気の高揚を図るほか、参加団体の活動に有益な情報を共有することで、県民運動の定着化・活性化を図るものである。実施内容は、県知事、本部長の挨拶、年間の取組が優秀であった団体への表彰のほか、ニセ電話気づかせ隊活動事例の発表やニセ電話気づかせ隊の阻止活動により被害を免れた方からの感謝の言葉を収めたメッセージ動画の放映などを予定している。」旨の説明があった。

公安委員から「ニセ電話気づかせ隊の阻止事例には、どのようなものがあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「令和3年中のニセ電話気づかせ隊による阻止件数は前年比で倍増しており、金融機関の職員が電話をしながらATMを操作している高齢者に声をかけて還付金詐欺を阻止した事例やコンビニエンスストアの従業員が電子マネーカードを購入しようとした客に購入理由を尋ね架空料金請求詐欺を阻止した事例など、多くの阻止事例がある。」旨の説明があった。

4 暴力団の活動拠点の撤去について

(暴力団対策部)

警察本部から「暴力団の活動拠点であり、覚醒剤密売等の拠点ともなっていた古賀市の団地一室について、同所の所有者である暴力団会長を覚醒剤取締法違反等事件により検挙したことなどを契機として、関係機関等と連携して撤去に向けた取組を行っていたところ、同所が第三者に任意売却されたことを確認した。」旨の説明があった。

公安委員から「訴訟の提起前に任意売却がなされたことで、関係者の金銭的な負担も少なかったのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「早期に撤去されたことに加え、福岡県暴力追放運動推進センターによる暴力団排除活動支援金も支給されていることから、建物管理組合側の金銭的な負担は当初の想定よりも少なかったと思われる。」旨の説明があった。

公安委員から「本件の暴力団については、解散する意向を示しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「現時点で解散する意向は確認できていないが、会長以下ほとんどの組員が勾留されている状況である。」旨の説明があった。

5 夏の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「7月10日から7月19日までの10日間、県下で実施される夏の交通安全県民運動に合わせて警察活動を強化し、交通事故の抑止を図る。運動の重点は、飲酒運転の撲滅、子供と高齢者の交通事故防止、自転車安全利用の推進であり、期間中は、実効ある飲酒運転取締りの実施、通学路等における横断歩行者等妨害等及び速度超過の取締り強化、自転車の交通違反に対する積極的な指導警告及び悪質・危険な自転車運転者の確実な検挙等に取り組む。」旨の報告があった。

公安委員から「自転車の安全利用の推進は子供の交通事故の抑止につながることから、ぜひ積極的に取り組んでもらいたい。また、北九州市には交通ルール等を学ぶことができる「交通公園」があるが、県警察が設置しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「「北九州交通公園」は北九州市が独自に設置している施設で、専従の指導員もいるが、要請があれば警察官を派遣して交通安全教室を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「先日、久留米市において、通報者が飲酒運転の車両を追跡し、警察が検挙したとの報道がなされていたが、一般人による追跡は危険ではないか。」旨の発言があり、警察本部から「通報者等が自主的に追跡しているような場合は、通報を受理している職員から随時安全確認を行うとともに、通報者等に危険が及ぶと判断した場合などは追跡を中止するよう要請している。」旨の説明があった。

6 令和4年博多祇園山笠の開催について

(福岡市警察部)

警察本部から「7月1日から同月15日までの15日間、3年ぶりに博多祇園山笠が開催される。県警察においては、所要の体制で警備等を行う。」旨の報告があった。

公安委員から「3年ぶりの開催であり、警備等に万全を期してもらいたい。」旨の説

明があった。

【その他の報告事項】

警察本部から「7月4日、定例県議会の閉会中に警察委員会が開催され、暴力団対策の推進状況について報告を行う。」旨の説明があった。